

●香川県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人武田宏之から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊（平成25年度包括外部監査の結果報告書）のとおり公表する。

平成26年3月7日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋嶋	明人
同	山田	正芳
同	十河	直